

豊後大野市不動産契約仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊後大野市における定住促進を図るため、予算の定めるところにより、持家取得助成制度の対象となる物件の売買契約又は豊後大野市空き家バンクに登録された空き家の売買若しくは賃貸借契約に要する費用に対し、不動産契約仲介手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊後大野市補助金等交付規則（平成17年豊後大野市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 豊後大野市空き家バンク登録制度要綱（平成23年豊後大野市告示第191号）第4条第2項により豊後大野市空き家バンクに登録された物件をいう。
- (2) 所有者等 持家取得助成制度における住宅を売却した者及び豊後大野市空き家バンク登録制度要綱第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 転入者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく転入の届出により、市内に住所を定めた者をいう。
- (4) 利用希望者 持家取得助成制度における対象物件を購入した者若しくは豊後大野市空き家バンク登録制度要綱第2条第3号により登録を受けた者の中で同条第2号に規定する者と登録物件の賃貸借契約若しくは売買契約締結の日前の市外における居住期間が継続して5年以上である転入者又は当該契約締結の日前において市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の1年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日引き続き当該日前の市外における居住期間が継続して5年以上である転入者（豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例（平成23年豊後大野市条例第48号）及び豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例施行規則（平成23年豊後大野市規則第41号）に基づき実施される研修又は大分県の実施する就農準備研修、就農実践研修若しくはテストファーム研修を修了後2年以内の者を含む。）に該当する者で補助金の交付を希望するものをいう。
- (5) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、持家取得助成制度の対象となる物件の購入に係る売買契約又は空き家の所有者等と利用希望者との間で行う売買若しくは賃貸借契約に際し、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の額とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、仲介手数料を支払った所有者等及び利用希望者とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、5万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者という。」）は、不動産契約仲介手数料補助金交付申請書（様式第1号。）に契約書（写）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは、不動産契約仲介手数料補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 前項の決定通知を受けた申請者は、宅地建物取引業者に仲介手数料を支払った後、当該決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、不動産契約仲介手数料補助事業実績報告書（様式第3号）に領収書（写）を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第9条 市長は、前条の実績報告があったときは、報告に係る書類審査を行い、その内容が適当であると認めたときは不動産契約仲介手数料補助金額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受けたときは、不動産契約仲介手数料補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、第2条第2号又は第4号に該当する本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が、10年以内に市外に転出したときは、その者から交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。